

リリース禁止指示関連法令等

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）関係

●外来生物法における規制事項（環境省 HP から抜粋）

特定外来生物に指定されたものについては以下の項目について規制されます。

- ・飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止されます。
 - ※研究目的などで、逃げ出さないように適正に管理する施設を持っているなど、特別な場合には許可されます。
 - ※飼育、栽培、保管及び運搬のことを外来生物法では「飼養等」といいます。
- ・輸入することが原則禁止されます。
 - ※飼養等をする許可を受けている者は、輸入することができます。
- ・野外へ放つ、植える及びまくことが原則禁止されます。
 - ※放出等をする許可を受けている者は、野外へ放つ、植える及びまくことができます。
- ・許可を受けて飼養等する者が、飼養等する許可を持っていない者に対して譲渡し、引渡しなどを行うことが禁止されます。販売することも禁止されます。
- ・許可を受けて飼養等する場合、特定外来生物ごとにあらかじめ定められた「特定飼養等施設」内のみでしか飼養等できません。
 - ※たとえば、特定外来生物を野外において捕まえた場合、持って帰ることは禁止されていますが（運搬することに該当）、その場ですぐに放すことは規制の対象とはなりません（釣りでいう「キャッチアンドリリース」も規制対象とはなりません）。

●第五種共同漁業権に係る特例を定める件

（平成十七年五月二十五日号外農林水産省、環境省告示第五号抜粋）

（第五種共同漁業権に係る特例）

第 2 条 規則第 9 条第 1 項に基づく特定飼養等施設の基準並びに同条第二項に基づく飼養等の許可の条件及び特定外来生物の取扱方法は、ミクロプテルス・サルモイデス（オオクチバス）については、次のとおりとする。

1 特定飼養等施設の基準 第五種共同漁業権が設定された湖であつて、当該湖外の水系と接続する水路（流出水路に限る。）との接続部に、飼養等をする特定外来生物が容易に逸出できない構造の網が三重に施してあること。ただし、当該水路又は当該水路と当該湖の接続部に、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

○長野県内水面漁場管理委員会指示

●第 8 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成 20 年 6 月 1 日以降（野尻湖、木崎湖にあつては平成 20 年 12 月 1 日以降）、オオクチバス、コクチバス又はブルーギルを採捕した者は、採捕した河川、湖沼又はその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、試験研究による再放流で、かつ、長野県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合、又は漁業権者からの解除申請があり逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合は、この限りでない。

○長野県内水面漁場管理委員会指示

●第 27 号

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（平成 20 年長野県内水面漁場管理委員会指示第 8 号）を次のとおり解除しました。

- 1 対象水域 野尻湖
- 2 対象魚種 オオクチバス、コクチバス
- 3 解除の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 4 解除の理由 野尻湖漁業協同組合から漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除申請があり、長野県内水面漁場管理委員会において逸出防止策が講じられていると認められたため。

8 号の「逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合」の審査基準

当該水域と接続する水路（流出水路に限る）との接続部に、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルが容易に逸出できない構造の網が三重に施してあること。ただし、当該水路又は当該水路と当該水域の接続部に、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

○漁業法関係

●内水面漁場管理委員会指示関係

第一百二十条

第 1 項 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

第一百七十一条

第 4 項 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

●漁場管理委員会指示に従わない場合

第一百二十条

8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

10 前項の期間は、十五日を下ることができない。

11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第八十六条第三項の規定を準用する。

第九十一条 第一百二十条第十一項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。